

預金保険法第80条
に基づく報告書（補遺）

平成14年 5月20日

松島炭鉱信用組合

金融整理管財人

1 はじめに

当組合は、平成13年11月30日、預金保険法第74条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を金融庁長官より受けました。

預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成14年4月23日に報告書（以下、「80条報告」という）を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月30日に選任されてから直ちに開始しましたが、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

2 旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置について

（一）はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務とされていることから（預金保険法83条）、就任後、金融整理管財人において、補佐人2名の補佐を受け、前理事長から2回にわたって事情聴取し、更に職員らにも説明を求めたり、関係資料を調査・検討するなどして事実関係の把握に努め、また、責任追及が可能か法的検討を行なっておりまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

（二）債務超過の原因

当組合が預金保険法第74条5項に基づく申し出をし、同条第1項第2号に基づく処分を受けるに至った要因について調査した結果、融資案件等に多額の不良債権が生じたというような事実はなく、その唯一の要因は、保有する有価証券の価額の下落に基づく債務超過であった。従って、この点につい

て、旧経営陣に民事上、刑事上の責任追及ができないか調査・検討を行なっていました。

(三) 民事責任追及について

(1) 有価証券運用に収益の重点を置いた背景

当組合は、松島炭鉱労働組合の組合員らにより設立されたもので、資産の構成割合中の貸出金の比率は平成4年度以降12パーセント前後で推移し、貸出金利息による収益も低く、他に有利な資金運用方法もないことから、収益の中心を有価証券の運用による収益に置いていた。

(2) 有価証券運用についての専従職員の不在

他方で、有価証券の運用については専従する職員はおらず、平成11年6月までは常勤理事2名が、それ以後は常勤理事1名が、証券会社から提供される断片的情報に依存しながら運用していた。

(3) 有価証券運用規定に基づく運用の不能

当組合においても有価証券運用規定があり、その第6条では理事長、専務理事、常務理事で構成する審議委員会において慎重に検討、合議制により売買を決定するとあるが、常勤理事3人が存在せず、常勤理事は平成11年6月までは2名、7月からは1名のみであった。

(4) 総代会の承認

総会にかわる最高意思決定機関である総代会は毎年度開催され、その総代会においては理事の人数、名前、常勤、非常勤の別、職員の数、貸借対照表に基づく資産総額、有価証券の種類、金額、損益計算書に基づく損益額などが、開示され、承認されてきた。

(5) 調査結果に基づく検討

- ① リスクが伴う有価証券の運用において、損失が生じた事実だけでは責任追及が困難なことから、その運用過程において何らかの任務違背がないか調査・検討しましたが、以下のとおり、法的責任追及をする

に足る事由は見い出せなかった。

- ② 有価証券運用規定に定められた理事長、専務理事、常務理事で構成する審議委員会における合議制による売買はなされていなかったが、そもそも総代会において審議委員会を構成できる人数の常勤理事が選任されていないことから、この点について旧経営陣の責任追及は困難と判断した。
- ③ また、これ以外の有価証券運用過程において、民事責任追及をす
るに足る具体的な違背行為は認められなかった。
- ④ 以上の次第で、有価証券運用に関し、現時点では旧経営陣の責任追
及には至っていません。
- ⑤ また、有価証券運用以外の未回収貸付等に関し、任務違背がないか
調査しましたが、責任追及に足る具体的な任務違背行為は認められま
せませんでした。

(四) 刑事責任追及について

有価証券の運用、未回収貸付金の貸付け行為、その他について旧経営陣に金融犯罪該当行為がないか調査・検討してまいりましたが、金融整理管財人が今日までに把握している情報では刑事責任追及に足る事実は見出せませんでした。

3 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記のとおりであり、現時点では民事・刑事の法的責任追及には至りませんでした。

然しながら、今後、(株)整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、(株)整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定です。